

法定給付費の高水準と 納付金の大幅な負担増により

4期連続の赤字予算

当健保組合の平成27年度の予算と事業計画が、去る2月23日に開催された第199回組合会において承認・可決されましたので、その概要についてお知らせいたします。

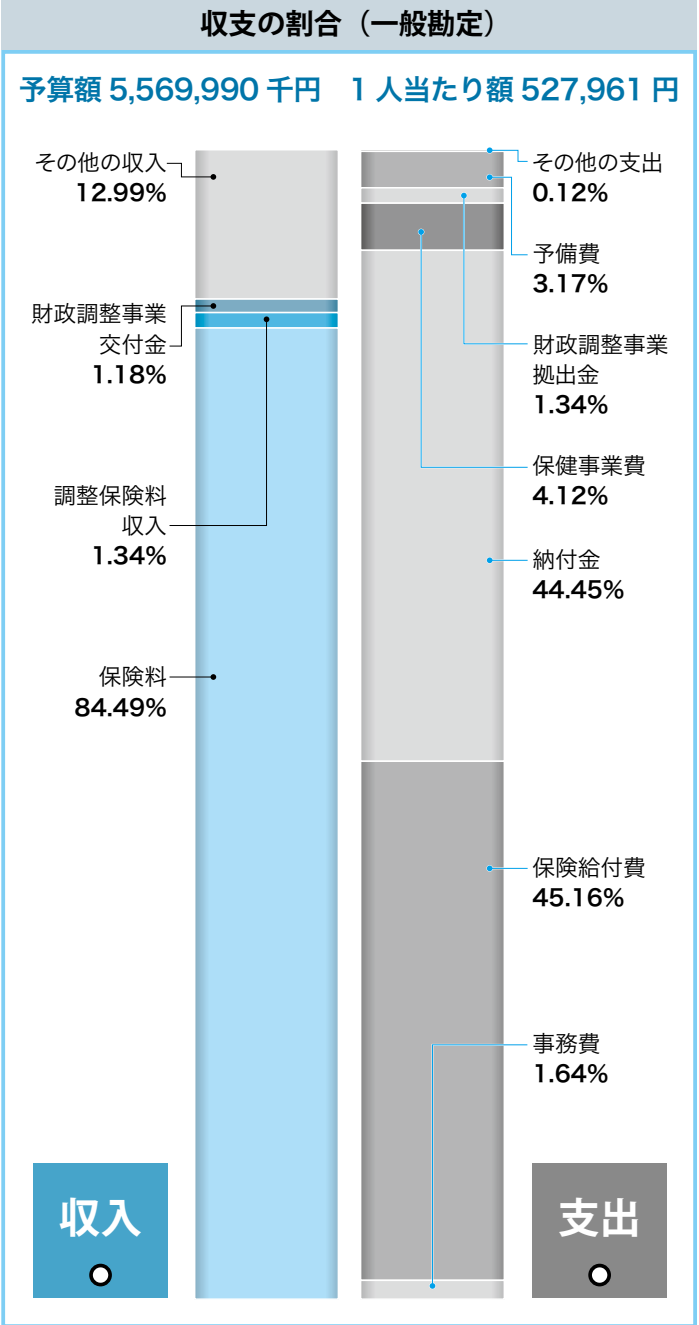
本年度も、残念ながら別途積立金から取り崩しを行い予算を編成しました。具体的には、予算総額(一般勘定)55億6,999万円、実質的な経常収支で5億8,873万円の赤字予算となりました。



○ 一般勘定
予算総額 55億6,999万円
 (前年度予算に比べ105.9%)

経常収支(実質的な収支)は
5億8,873万円の赤字
 (前年度予算に比べ3億378万円の赤字増)

● 主な収入源である保険料収入は47億628万円と、前年度予算に比べ595万円の増加、経常収入にお



いても前年度予算に比べ604万円の増加を見込んでいます。支出面においては納付金の大幅な負担増と保険給付費が高水準となっており、赤字の要因となっています。

● みなさんの病気やけがの医療費にあてられる保険給付費は、前年度予算に比べ5,736万円増加したことにより、納付金と合わせると保険料収入の106.1%となっています。

● 保健事業費においては、引き続き特定健診・保健指導の実施に備えた費用や「健康モリナガ21」第二ステージへの取り組みを中心に事業の充実を図るため、被保険者1人当たりで2万1,738円、前年

平成27年度収入支出予算概要表

一般勘定

収入

科目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
保険料	4,706,284	446,093
国庫負担金収入・他	1,573	149
調整保険料収入	74,580	7,069
繰入金	700,000	66,351
国庫補助金収入	1,908	181
財政調整事業交付金	66,000	6,256
雑収入	19,645	1,862
合計	5,569,990	527,961

支出

科目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
事務費	91,193	8,644
保険給付費	2,515,169	238,405
法定給付費	2,443,035	231,567
付加給付費	72,134	6,837
納付金	2,476,100	234,701
前期高齢者納付金	1,264,000	119,810
後期高齢者支援金	1,096,000	103,886
病床転換支援金	0	0
退職者給付拠出金	116,000	10,995
老人保健拠出金	100	9
保健事業費	229,336	21,738
財政調整事業拠出金	74,580	7,069
予備費	176,721	16,751
その他	6,891	653
合計	5,569,990	527,961

経常収入合計	4,729,406
経常支出合計	5,318,139
経常収支差引	▲588,733

介護勘定

収入

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護保険収入	456,978	85,416
繰越金	4,768	891
雑収入	2	0
合計	461,748	86,308

支出

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護納付金	456,277	85,285
介護保険料還付金	5,471	1,023
合計	461,748	86,308

※端数処理の関係で合計が一部合わない箇所があります。

度予算に比べ103.9%となっています。
 ●以上の収支により、27年度予算は経常収支差引で5億8,873万円の赤字となりました。

主な特徴点

- ①収入のほとんどを占める保険料収入は、前年度予算に比べ約100.1%となり、別途積立金より7億円を取り崩すことになった。
 - ②保険給付費と納付金の合計で保険料収入の106.1%に相当する。
 - ③保険給付費の変動を考慮し、予備費に1億7,672万円を計上した。また、前期高齢者納付金は前年度予算より3億3,700万円増加した。
- 以上の状況などにより、4期連続の赤字予算となりました。

○介護勘定

予算総額は4億6,175万円

(前年度予算に比べ100.8%)

介護勘定の収入は、第2号被保険者である40歳以上65歳未満の被保険者から徴収する介護保険収入を、前年度予算とほぼ同額の4億5,698万円と見込んでいます。一方の支出は、社会保険診療報酬支払基金を通じて市区町村に納める介護納付金を4億5,628万円と計上しており、前年度予算に比べ276万円の増加となっていますが、約500万円の繰越金を見込んでいます。

以上のことから、介護保険料率を千分の14.2%か

ら千分の14.0%に引き下げました。今後とも、適正な保険料徴収・納付に努めてまいります。

主な特徴点

- ①保険料率改定
 介護納付金を割り出す第2号被保険者1人当たりの負担額は6万2,200円(前年度予算比98.3%)、第2号被保険者数は7,490人(前年度予算比99.7%)、介護保険料還付金は547万円を計上。
 ・従来：千分の14.2% (事業主・被保険者で折半)
 ・改定：千分の14.0% (事業主・被保険者で折半)
- ②法定準備金の積み立ては、すでに積立基準(介護納付金の過去3年間の1カ月分平均額)をクリアしているため、本年度も積み立てしないことで保険料率を算定。

平成27年度

保健事業の あらまし

皆様のすこやかライフをサポートします

当健保組合では、平成27年度の健康づくり事業を次のとおり実施いたします。
引き続き「ハビット」を中心に、疾病の第一次予防として、生活習慣の改善による「生活習慣病の予防」と、第二次予防として人間ドック・脳ドックによる「早期発見と早期治療」を重点に展開してまいります。

本年度の特徴

- 1 特定健診・特定保健指導を継続実施します(データヘルス計画を含みます)。
40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象です。
- 2 レディース健診を実施します。
40歳以上75歳未満の被扶養者が対象です。
- 3 機関誌「けんぼモリナガ」を年2回発行(定期2回)します。
- 4 「ホームページ」の拡充を図ります。
当健保組合の事業内容周知強化ならびに申請書等の提供サービスを実施します。
- 5 生活習慣改善キャンペーン「ハビット」を継続実施します。
参加率向上を目指します。
- 6 「人間ドック・脳ドック」「郵送健診(メタボリックシンドローム・生活習慣病、大腸がん検査、子宮頸がん検査他)」を強化的に継続実施します。
- 7 「ハローエンゼル健康相談」(電話による健康相談)を継続実施します。
- 8 「無料歯科健診」の利用を呼びかけます。
法定健診対象外となっている歯科健診の受診推進対策として継続実施します。

1 特定健診・特定保健指導

- 1 40歳以上75歳未満の被扶養者を対象に、最寄りの医療機関を利用して特定健診を実施します(被保険者は会社の法定健診および人間ドックデータで代用することになります)。
- 2 特定保健指導については、希望者に対して実施します。



2 レディース健診

- 1 被扶養者の健診受診率向上のため実施する健診です。
- 2 40歳以上75歳未満の被扶養者を対象に各地域で実施します(特定健診のご案内に同封します)。

3 データヘルス計画

- 1 「健康モリナガ21」第二ステージを中心に取り組みます。

4 保健指導宣伝事業

- 1 各健診等の結果を踏まえ、受診勧奨のフォローを実施します。
- 1 機関誌「けんぼモリナガ」の配布(年2回発行、定期2回)
きめ細かな情報を提供していきます。
- 2 健康づくり運動「健康モリナガ21」の推進
(1) ポスター(改訂版)を作成し、運動の啓蒙を図ります。
(2) 事業主主催の「健康づくり教育」実施の促進(随時)
(3) 第14回生活習慣改善プラン「ハビット」の実施

(9月～11月)

これまでどおり全員参加の取り組みとします。

(4)「ハローエンゼル健康相談」(電話による健康相談)の継続実施(通年)

(5)禁煙外来および外部プログラムによる補助(最大1万円補助)

(6)育児雑誌の配布

第一子出産者のみを対象として継続実施

③「ジェネリック医薬品差額通知」を実施
引き続き該当者の方へご案内します。



5 疾病予防事業

①人間ドック(日帰りドック)の実施

(年1回・4月～平成28年2月)

本人・家族とも30歳から受診できます。

★健保組合への人間ドック利用申し込みについては、WEBからお願いいたします。

★受診期間は、4月から翌年2月までですが、できるだけ12月頃までに受診するようにしてください(3月は受診できません)。

★利用料金(受診者負担割合)
被保険者(本人)・被扶養者(家族)
・日帰りドック契約料金の30%

②脳ドックの実施(オプション)

本人・家族とも40歳以上55歳未満(40・45・50・55・60・65歳)に該当する方が受診対象者となります(詳細については11ページを参照願います)。

★人間ドックとのセット受診となり、脳ドックのみの受診は不可です。

★利用料金(受診者負担割合)
被保険者(本人)・被扶養者(家族)
・脳ドック契約料金の50%

③郵送健診(メタボリックシンドローム・生活習慣病、大腸がん検査、子宮頸がん検査他)の実施

(5月～7月・健診費用は無料)

家族で27年度に人間ドックを受診されない方が対象となります。

★受診方法は、申込者のご自宅に健診用キットが届くので、その検体を宅急便で返送してください。後日、結果がご自宅に届けられます。

★検査内容は、封入のリーフレットでご確認ください。

④無料歯科健診(通年)

本人と家族が対象となります。健診を希望される場合は、直接、「歯科健診センター」(歯科健診業務委託先機関)に予約を行ったうえで、勤務先やご自宅の近隣の提携歯科医院にて受診してください。健診にかかる費用の負担はありません。また、健診後、治療などを要する場合、健診を受けた歯科医院での受診を強制されることはありません。

★詳しくは当健保組合のホームページ(<http://>)

www.morinaga-kenpo.or.jp/
をご覧ください。

6 福祉事業(通年)

①介護機器の購入・レンタル費用の補助

在宅で介護を必要とする高齢者および介護をする家族を経済的に支援する制度です。介護ベッド、車椅子等の在宅介護機器用品の購入・レンタル費用の補助として、年間10万円を限度に、購入価格またはレンタル価格の50%を補助します。

②高額医療費にかかわる資金の貸付

傷病により思わぬ高額な医療費が発生した場合、医療費の一部を無利子で貸付します。貸付額は高額療養費見込額の9割です。

③出産費にかかわる資金の貸付

出産にかかわる当座の資金として42万円を無利子で貸付する制度です。

★産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は40万4千円です。

7 家庭常備薬の斡旋

(年2回、5月～7月・9月～11月)

従来行っている家庭常備薬の特価斡旋を、引き続き行います。本誌封入のリーフレットをご確認ください。



平成29年度までの3年間で試行期間に

データヘルス計画は、皆様の医療費データと特定健診データを分析したうえで事業を企画し(Plan)、実施します(Do)。実施した事業については、そのままにせず検証を行い(Check)、次年度の事業の修正につなげ(Act)、年度ごとにPDCA サイクルを回していきます。

第1期は平成29年度までの3年間です。そして、平成30年度から、第3期を迎える特定健診・特定保健指導の実施計画と合わせて策定していくことになっています。平成29年度までの3年間は、健保組合にとっていわば“試行錯誤を重ねてレベルアップを図る期間”です。



いよいよ

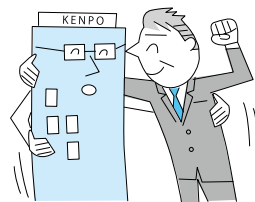
データヘルス計画が始まります！

平成27年度は、健保組合の「データヘルス計画」実施元年です。今後、高齢化によってますます増加していく医療費に対応するため、健保組合にはより効果的・効率的な事業運営が求められています。そこで期待されているのがデータヘルス計画です。しかし、これまでとまったく違う事業を始めるわけではありません。皆様におかれましては、引き続き健診をはじめとした健保組合の事業を積極的にご活用ください。

データヘルス計画で何が変わる？

1 健保組合と事業主が協働(コラボヘルス)

被保険者は、1日の大半を職場で過ごします。そのため、保健事業に参加しやすい環境づくりや禁煙環境の整備など、事業主にも協力してもらうことが不可欠です。これからは、健保組合と事業主がコラボして進める健康づくり事業を展開していきます。



2 より説得力のある情報を提供

健診の結果や生活習慣は人それぞれで、ある人に効果的なアプローチが別の人にも効果的であるとは限りません。これからは、健診データに基づいて、一人ひとりの健康意識をより喚起させる情報を提供していきます。

そうだったのか！



3 健保組合の課題を解決する事業を推進

「健診を受けていない被扶養者が多い」「治療が必要なのに受診していない」「ジェネリック医薬品への切り替え率が低い」
こうした課題の解決は、引き続き重要です。データ分析によって課題を明らかにし、効果的な事業を行っていきます。



これまでの保健事業を大きく変えるものではありません！

データヘルス計画は、これまで健保組合が行ってきた保健事業を振り返り、“できていること”と“できていないこと”を明らかにしたうえで、課題に対応するため、これまでの事業をレベルアップするものです。

そのため、皆様には引き続き当健保組合の保健事業をご活用いただくことが重要です。健診の受診をはじめ、保健事業をフル活用して健康づくりにお役立てください。

●当健保組合の個別の事業計画

疾病予防			保健指導宣伝	特定保健指導事業	特定健康診査事業	項目
保健指導	その他	保健指導	その他	保健指導	健康診査	事業分類
新規 糖尿病対策 (中期目標)	新規 郵送健診事業	新規 ハイリスク 管理の実施	既存 禁煙事業	既存(法定) 特定保健指導	既存(法定) 特定健診	事業名
【目的】糖尿病予備群に対する保健指導の実施(外部委託)。 【概要】食事管理による保健指導。	【目的】がん検診の結果フォローの実施。 【概要】外部委託業者を活用し該当者へのフォローを実施する。	【目的】健診結果のフォローを事業主と協働で実施する。 【概要】ハイリスク基準を設定し保健指導を実施する。	【目的】喫煙率を毎年1%減を目標に5年後20%以下を目指す。 【概要】禁煙支援・卒煙宣言・全面禁煙・完全分煙化・喫煙室の削減。	【目的】法定事業 【概要】メタボリックシンドロームの減少を目的に保健指導を実施。効果が期待される「積極的支援」対象者のみ。事業主と連携を密に図る。	【目的】法定事業 【概要】メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握およびリスク者のスクリーニング。レディース健診(居住地域での巡回型の健診)を継続し受診率向上を図る。	事業の目的および概要
被保険者	被扶養者	被保険者	被保険者	被保険者	被扶養者	資格
すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	対象者
男女	男女	男女	男女	男女	女性	性別
40～74歳	20～74歳	18～74歳	20～74歳	40～74歳	40～74歳	年齢
全員	全員	基準 対象者	全員	全員	全員	対象者
健保組合	健保組合	事業主が主体 で保健事業の 一部としても 活用	健保組合と事 業主との共同 事業	健保組合の事 業主との共同 事業	健保組合	実施主体
・調査、検討。	・有所見者への結果フォローの実施。	・対象者への保健指導の実施とフォローによる再検査の実施。	・職場環境改善に向けたの調査の実施。 ・禁煙支援の実施。	・健診結果を基に優先順位をつけ、事業主と連携をとり対応する。 ・外部委託業者を活用し受診勧奨の実施。	・レディース健診の推進。 ・住所情報を基に巡回健診の会場を選択。 ・外部業者を活用し受診勧奨の実施。	実施3年計画
・フォローによる保健指導の実施	継続	継続	継続	継続	継続	平成27年度
継続	継続	継続	継続	継続	継続	平成28年度
継続	継続	継続	継続	継続	継続	平成29年度
・保健指導参加者数の増加	・再検、実施者数の増加	・再検、実施者数の増加	・環境改善の実施率増加 ・禁煙支援申込者および達成者の増加	・実施の促進(実施率9%)	・健診実施の促進(受診率50%以上目標)	アウトプット
・検査値の改善率低下	・検査値の改善率	・自らの健康状況、生活習慣改善の必要性の理解	・支援参加者の増加 ・卒煙宣言の増加 ・喫煙率の低下	・実施者の健康改善(積極的支援対象者10%削減)	・受診者の健康維持(積極的支援対象者10%削減目標)	アウトカム

特定健診

被保険者の方は、従来どおり会社(事業所)で健康診断(法定健診)を受診されている場合、改めて特定健診を受診する必要はありません。また、人間ドックを受診して法定健診に代用されている方も同様です。

被扶養者(家族)の方は、これまでどおり**集合契約**を利用し、受診していただく予定です。

その際、医療機関に提出する「受診券」を当健保組合にて発行し、平成27年5月中(予定)にダイレクトメールにて発送します(この受診券と保険証を健診機関に提出することにより、健診費用は無料となります。健診費用は当健保組合で負担しますが、交通費等は自己負担となります)。

なお、人間ドックと特定健診の両方を受診することはできません。

★「集合契約」とは?

全国各地に居住する健保組合の被扶養者(家族)が、地元など身近な医療機関にて受診できるように健診などの機会を確保すること、個々の契約等の事務簡素化を図ることを目的とする契約です。

「特定健診・特定保健指導」を継続実施します

平成27年度 当健保組合の取り組み

40歳以上75歳未満の被保険者と被扶養者は**全員、受診してください**

高齢者医療法に基づき、「40歳以上75歳未満の被保険者と被扶養者(家族)は全員、年に一度、健診と必要な方は保健指導を受けること」となっています。

平成27年度に当健保組合が進める取り組みについてご紹介します。

特定保健指導

- ①各事業所から法定健診の結果表をお借りし、特定健診データを抽出します。
- ②それぞれの健診数値に基づき階層化を行い、健康リスクの度合いが「低いリスク者」、「中程度のリスク者」、「高いリスク者」に区分し、特に高いリスクの方について一定期間、特定保健指導を実施します。また、被扶養者の方についても階層化を行い、希望者を実施していきます。

◎以上が平成27年度の実施計画となります。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



平成27年度日帰り人間ドック要綱

◎ 負担割合

	利用者負担	健保負担
	被保険者・被扶養者	被保険者・被扶養者
人間ドック	30%	70%
オプション	30%	70%
脳ドック	50%	50%

※ただし、脳ドックについては健保負担額の上限を30,000円とします。

◎ 受診対象者

●人間ドック

30歳(受診年度末に30歳になられる方)以上の被保険者および被扶養者

●脳ドック(人間ドックオプション)

40歳(受診年度末に40歳になられる方)以上、5歳ごとの節目年齢の被保険者および被扶養者

脳ドック対象者年齢早見表

対象年齢	生年月日(受診年度末までに対象年齢を迎える方)
40歳	昭和50年(1975年)4月1日～昭和51年(1976年)3月31日
45歳	昭和45年(1970年)4月1日～昭和46年(1971年)3月31日
50歳	昭和40年(1965年)4月1日～昭和41年(1966年)3月31日
55歳	昭和35年(1960年)4月1日～昭和36年(1961年)3月31日
60歳	昭和30年(1955年)4月1日～昭和31年(1956年)3月31日
65歳	昭和25年(1950年)4月1日～昭和26年(1951年)3月31日

※上記対象年齢以外の方は、健保組合ホームページ「人間ドック利用申込」からの脳ドック入力はできないようになっているため、当日持参券(紙)も発行されません。

人間ドックで健康チェック

生活習慣病は、初期段階ではほとんど自覚症状のない病気ががんなどを早期発見するために、高血圧や糖尿病などの自覚症状のない病気ががんなどを早期発見するために、年に一度、人間ドック等の健康診断でご自身の健康をチェックしましょう。

人間ドック(日帰りドック)の申し込みは、ホームページからお願いします

平成24年度から、人間ドック(日帰りドック)の申し込みはWEBへ完全移行しました。当健保組合ホームページからの申し込みをお願いします。

森永健保

検索

詳しくはホームページの「人間ドック利用申込(マニュアル)」をご参照ください。

ドックを受診する際には「当日持参券」が必要です。

※受診日当日には、窓口へ「保険証」と「当日持参券」を提示してください。



*パソコンを使えない環境の方は、スマートフォンから入力できます。その際の「当日持参券」は画面表示で受診できます。

第13回 生活習慣改善キャンペーン「ハビット」 目標コース集計結果を取りまとめました

平成26年(2014年)9月～10月・10月～11月実施分

「健康モリナガ21」の中心的取り組みである、生活習慣改善キャンペーン「ハビット」は今回で13回目。昨年は、「全員参加」として9月～11月に開催し、配偶者も含めて全国の事業所で行われました。

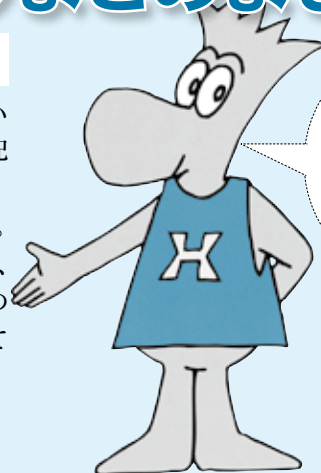
ハビットで皆様がどんな目標を立てているのか、初めて集計をいたしました。

結果は、下記のとおり任意継続被保険者(退職後の健保加入)の方を除いて、会社別にはあまり大きな差は出ませんでした。今後ハビットの事業が皆様の健康に具体的にどうかかわっているのか、「データヘルス計画」の中で検証していく予定です。

※1人2つ以上の目標設定のために、合計数は参加人数6,080名とは一致していません。

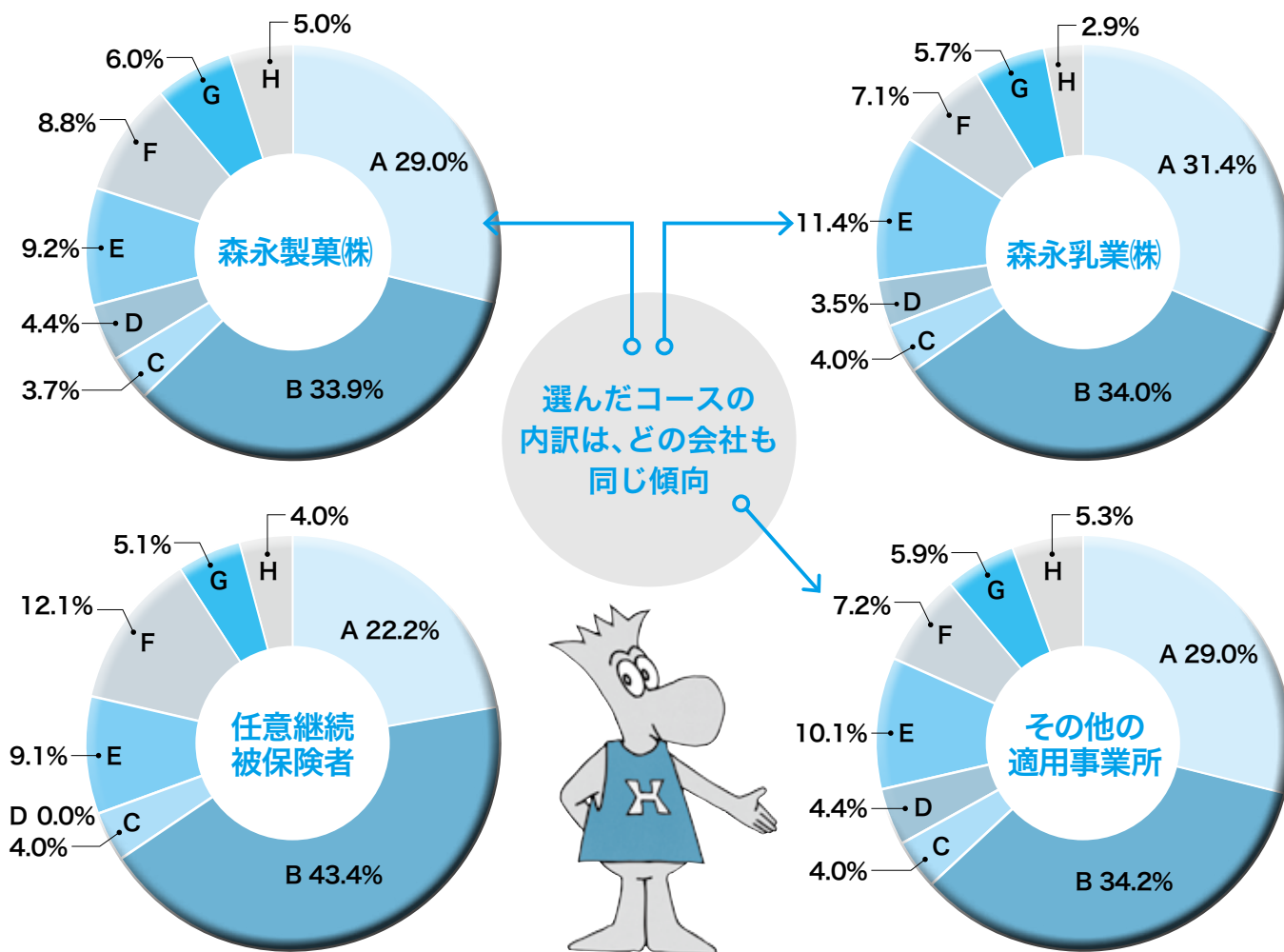
目標コースランキング

1位⇒ 運動不足解消 **2位⇒ 食生活改善** **3位⇒ 適正飲酒** **4位⇒ 歯周病・虫歯予防**



運動不足解消と食生活改善が半分以上を占めました!

合計	A	B	C	D	E	F	G	H
	食生活改善	運動不足解消	ストレス解消	禁煙	適正飲酒	歯周病・虫歯予防	その他	不明・未記入
13,278名	3,973名	4,533名	523名	528名	1,384名	1,002名	774名	561名
100%	29.9%	34.1%	3.9%	4.0%	10.4%	7.5%	5.8%	4.2%



卒煙に向けての 5カ年計画を 実施中です

40歳以上の喫煙率を、現状の27・2%から毎年1%減以上を目標として、最終20%以下とする5カ年計画を実施しています。

卒煙支援

禁煙外来補助

……10,000円を限度

として達成者に支援

禁煙外来終了後、1カ月間禁煙を継続した場合を達成とします。

禁煙サポート費補助

……10,000円を限度

として達成者に支援
プログラム終了後、1
カ月間禁煙を継続した
場合を達成とします。



けんぽ揭示板



忘れていませんか？ 「被扶養者【異動届】」の提出

異動が
あったときは、
5日以内に
届出を



春はなにかと異動の多いシーズンです。お子さんがめでたく社会人として新たなスタートを切られたというご家庭もあるでしょう。社会人となったお子さんは「当健保組合の被扶養者」から「就職先の健保組合の被保険者」に変わります。こうした場合は、お子さんを当健保組合の被扶養者から外す手続きをしなければなりません。

異動があったときは、5日以内に*「被扶養者【異動届】」に保険証を添えて、事業主経由で当健保組合へ提出してください。

*健康保険法施行規則第三十八条にて規定

次のような場合も届出が必要になります

- ①後期高齢者医療制度(75歳以上)の被保険者になったとき
- ②配偶者がパートなどの仕事を始め、被扶養者*の範囲を超える収入を得たとき
*被扶養者として認められる収入は、年収が130万円未満(60歳以上または障害者の場合は180万円未満)です。
- ③扶養していた父母が他の兄弟などに扶養されることになったとき

このほか、年金受給開始時や失業給付受給開始時にも届出が必要です。

詳しくは、当健保組合にお問い合わせください。

ご自分にあった方法で、 年に1回は からだのチェックを！

当健保組合が実施している健診には、いくつかの種類があります。

- ①会社が実施する「法定健診」は法律で決められています。従業員(被保険者)の方は必ず受診しましょう。
- ②30歳以上の本人・家族を対象とした「人間ドック」は、全国に約190カ所ある健診機関と独自に契約し、実施しています。
- ③同じく独自に実施している「郵送健診」は、自宅にしながら生活習慣病や大腸がん検査および子宮頸がん検査が受けられることから、多くの方に利用されています。
- ④平成20年からスタートした「特定健診・特定保健指導」は、健康保険組合に実施が義務づけられています。40歳以上の本人・家族を対象とし、生活習慣病(糖尿病等)の撲滅、医療費の節減を図ることを目的としています。
- ⑤40歳以上の被扶養者を対象とした「レディース健診」は、健診受診率向上のために平成25年度よりスタートし実施しています。

健康管理のため「法定健診」、「人間ドック」、「郵送健診」、「特定健診」、「レディース健診」のいずれかを受診しましょう。

健診事業を
ご利用
ください

